

# 3 困難を有する子ども・若者

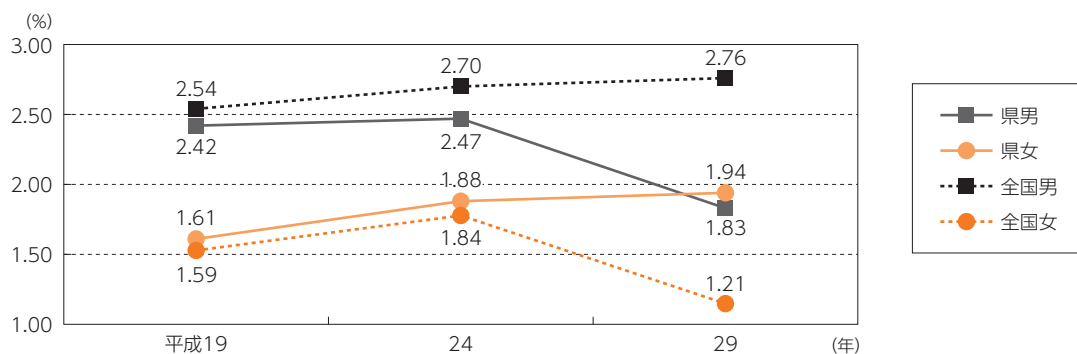
## (1) 若者無業者（ニート）・フリーターの状況

### ■ 若年者の無業者の割合

平成29年の就業構造基本調査によると、本県の若年無業者（いわゆる「ニート」）の割合について、男性は全国平均を下回り、女性は全国平均を上回っています。

推移については、全国では男性、本県では女性が増加傾向にあります。

図表20 若年無業者の割合推移（全国・山形県）



資料：総務省「就業構造基本調査」

### ■ フリーター・若年無業者（ニート）数の推移

過去3年の労働力調査によると、フリーターは減少傾向にあるものの、若年無業者（ニート）は概ね横ばいです。

図表21 フリーター・若年無業者数の推移（全国・山形県）

調査機関・調査内容	項目	平17年	平19年	平22年	平24年	平25年	平26年	平27年	平28年	平29年	平30年
		厚生労働省 [労働経済白書] H17~H28	フリーター	201万人	181万人	182万人	180万人	182万人	179万人	167万人	155万人
総務省 [労働力調査] H29, H30	15~24歳	104万人	89万人	84万人	77万人	80万人	73万人	70万人	63万人	64万人	61万人
	25~34歳	97万人	92万人	98万人	103万人	102万人	106万人	97万人	92万人	88万人	82万人
	ニート	64万人	61万人	58万人	62万人	59万人	56万人	56万人	57万人	51万人	54万人
	15~24歳	25万人	25万人	24万人	26万人	24万人	22万人	22万人	23万人	17万人	22万人
	25~34歳	39万人	36万人	34万人	36万人	35万人	34万人	34万人	34万人	34万人	32万人
	山形県 (統計企画課推計) 国勢調査 H17, H22, H27	フリーター	19,894人								
ニート		2,669人		2,371人				3,720人			
山形県 (統計企画課推計) 就業構造基本調査 H19, H24, H29	フリーター										
	ニート		5,100人		4,700人					3,600人	

**フリーター****【厚生労働省 労働力経済白書による定義】**

15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、以下の①～③の合計。

- ①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- ③非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

**ニート（若年無業者）****【厚生労働省 労働経済白書による定義】**

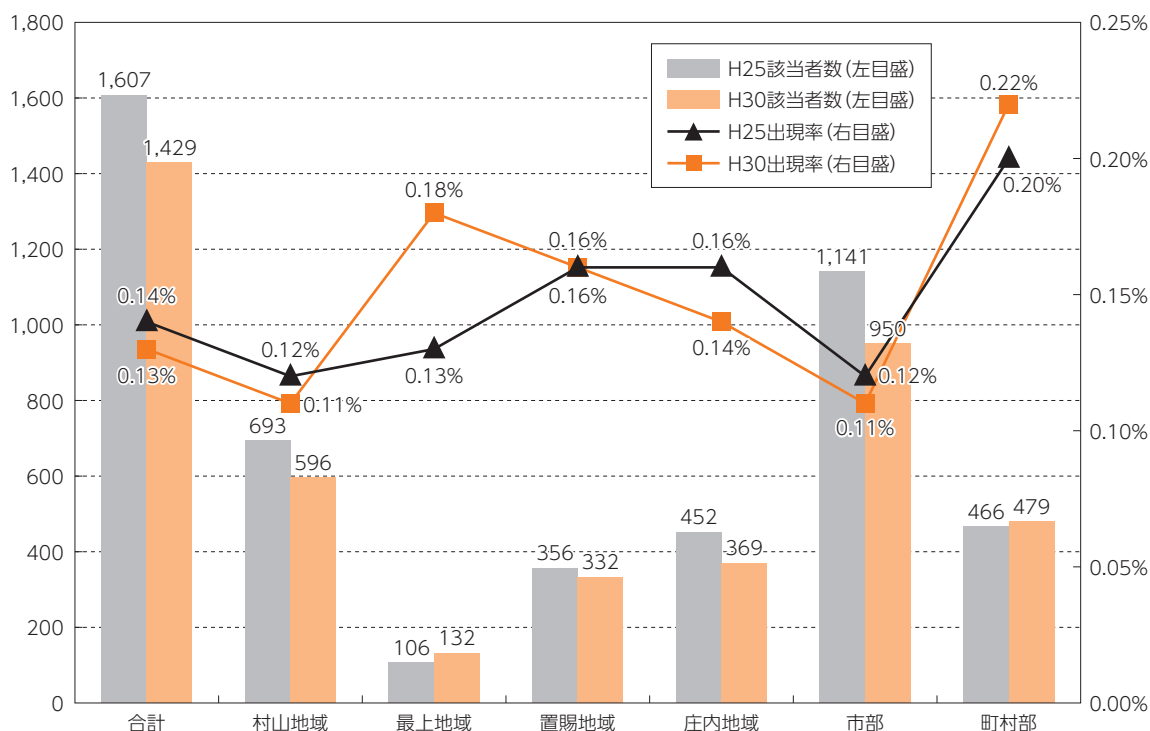
15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

**■ 困難を有する若者に関するアンケート調査**

平成30年4月～7月に、県内全ての民生委員児童委員に対し、ひきこもりやニート等の「社会生活に参加する上で困難を有する若者等」に関するアンケート調査を5年ぶりに実施したところ、該当者の人数は1,429人で、そのうち15歳から39歳までの「若者」は629人となり、若年層の出現率は5年前から低下しています。

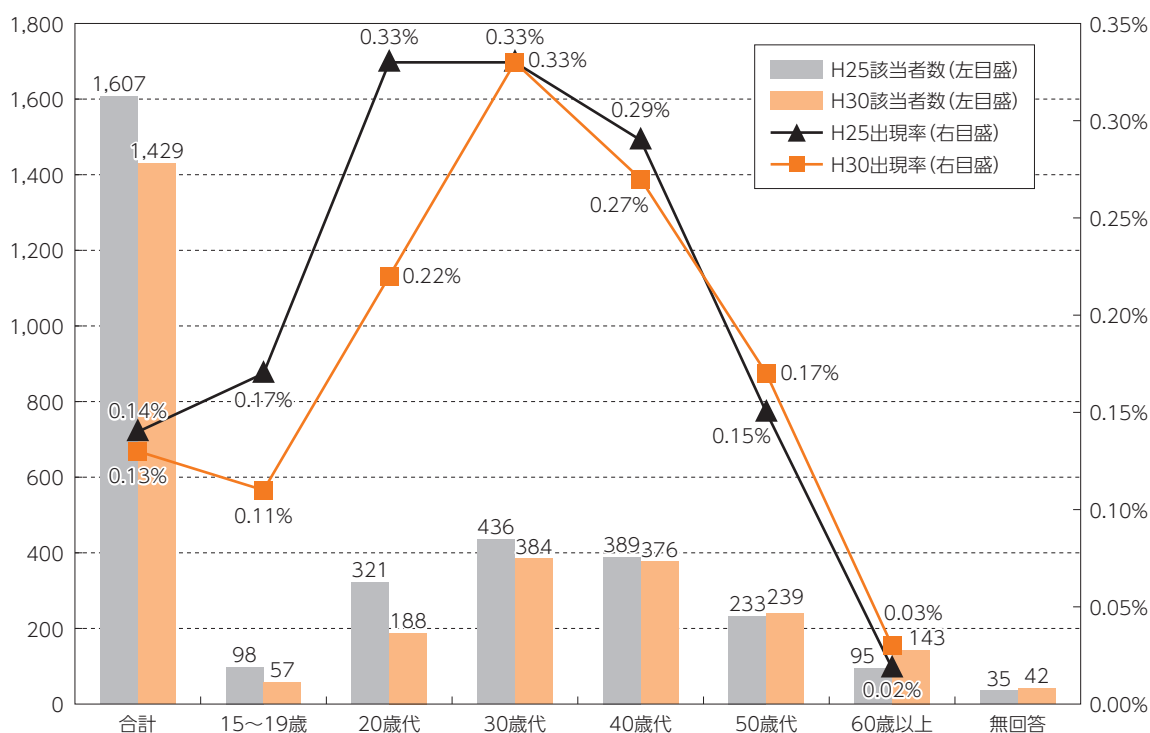


図表22 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率  
(平成30年) (山形県 4地域、市部、町村部)



資料：山形県若者活躍・男女共同参画課「困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」(平成30年)

図表23 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率  
(平成30年) (山形県 年齢別)



資料：山形県若者活躍・男女共同参画課「困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」(平成30年)

### ■ ひきこもりに関する推計（内閣府推計値）

平成27年12月に内閣府が実施した調査から推計されるひきこもりの若者（15～39歳）は広義で54.1万人、狭義で17.6万人いるとされ、これを人口比で単純に割り出すと、本県においては広義で約4,000人、狭義で約1,300人の該当者がいると推測されます。

図表24 ひきこもりの状態にある若者の内閣府推計値（平成27年）（全国）

ひきこもりの状態	有効回収率に占める割合 (%)	全国の推計数 (万人)	
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.16	5.5	狭義の ひきこもり 17.6万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニ などには出かける	0.35	12.1	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に 関する用事の時だけ外出する	1.06	準ひきこもり	36.5万人
計	1.57	広義のひきこもり	54.1万人

資料：内閣府「若者の意識に関する調査」（平成27年）

#### （参考）厚生労働省による推計値

平成18年に厚生労働省が実施した「こころの健康についての疫学調査に関する研究」によると、全国で総世帯の0.56%にあたる25.5万世帯程度に、現在ひきこもり状態にある子どもがいると推計されており、これを山形県の世帯数にあてはめると、約2,000世帯程度となる。

## （2）不登校、中途退学の状況

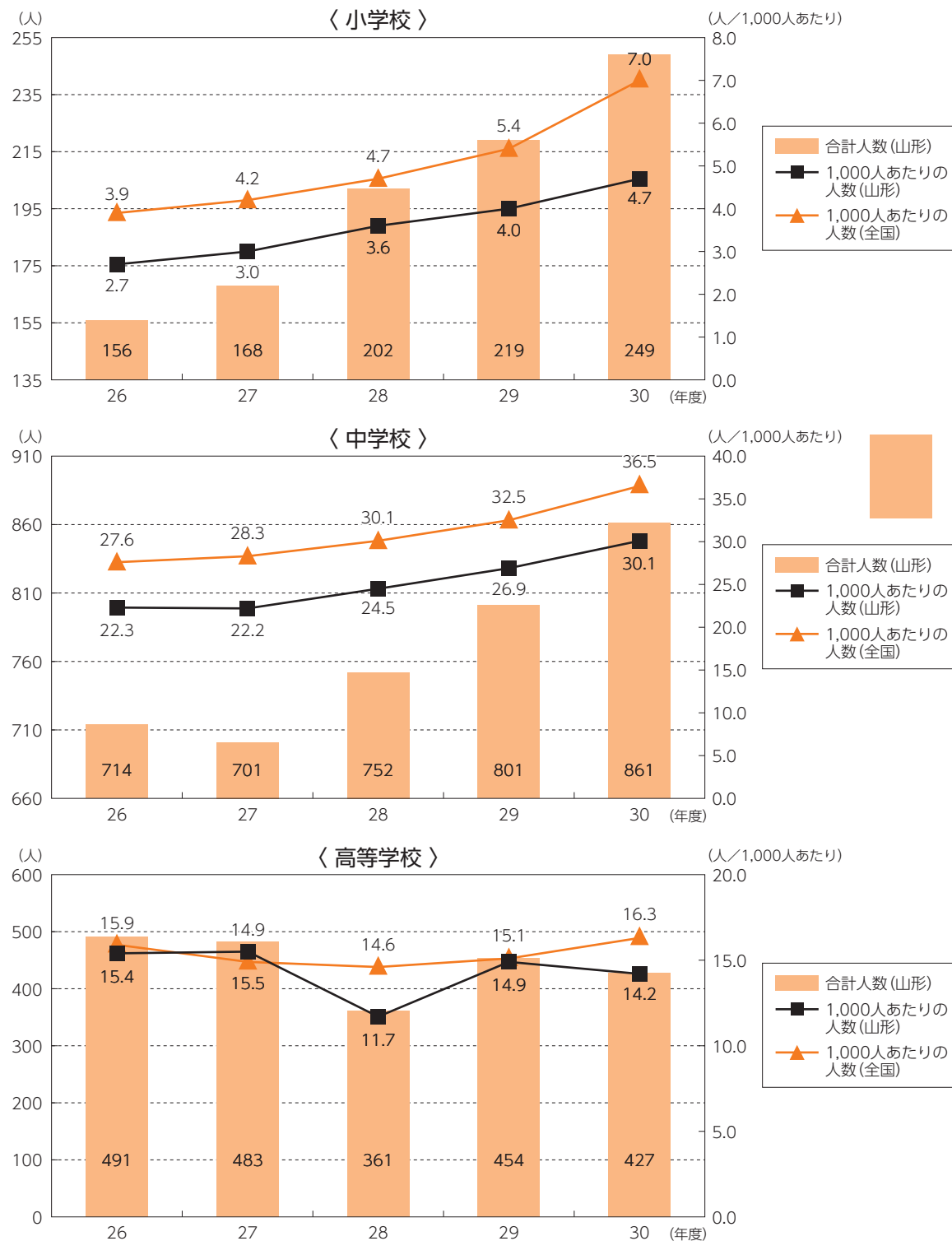
### ■ 長期（30日以上）欠席の児童・生徒数（小学校・中学校）

平成30年度間の長期欠席者数は、小学校332人で前年度間より26人の増加、中学校965人で前年度間より76人の増加となっています。

この中で、「不登校」※を理由とする児童・生徒数は、小学校が249人で前年度間より30人増加、中学校が861人で前年度間より60人増加しています。全児童・生徒数に占める割合は、小学校0.48%、中学校3.80%となっています。（全国平均（小学校0.70%、中学校3.72%））

※「不登校」とは、心理的、情緒的理由や社会的要因、背景などにより長期欠席したことをいう。

図表25 不登校児童生徒数の推移（全国・山形県）

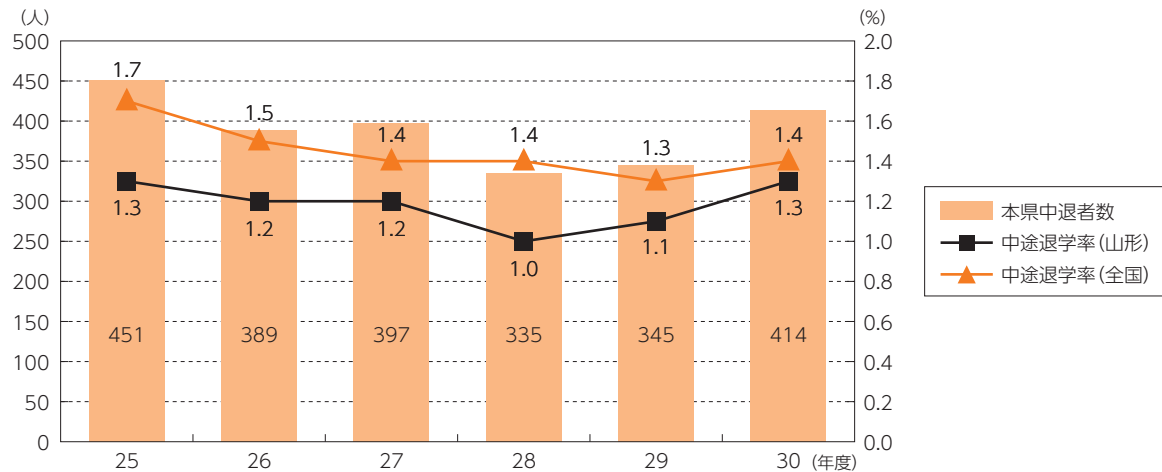


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

### ■ 高等学校における中途退学の状況

平成30年度の公私立高等学校の不登校生徒数は、414人で前年度より69人増加しています。

図表26 高等学校における中途退学者数の推移（山形県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

### ■ 高等学校中途退学の理由

中退の理由としては、別の高校への入学や就職を希望する「進路変更」によるものや、高校生活に熱意がない、人間関係が保てないといった「学校生活等不適応」によるものも約3割を占めています。

図表27 高等学校における中途退学の理由（山形県）

中退の理由	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他の理由	合計
H27	10	148	165	28	3	13	24	6	397
H28	2	114	164	11	4	15	8	17	335
H29	9	177	115	18	2	7	11	6	345
H30	23	169	158	17	4	12	18	13	414

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

## (3) 障がいのある子ども・若者

### ■ 身体障がい児・知的障がい児の数と県発達障がい者支援センターにおける相談件数

平成30年度の県内における身体障がい児、知的障がい児の数はそれぞれ628人、1,469人です。県発達障がい者支援センターにおける相談件数は、年間で1,600件程度となっています。

図表28 身体障がい児・知的障がい児の数（平成30年度）（山形県）

(単位:人)

障がい別・障がい程度	身体障がい児人員数					知的障がい児人員数	
	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	重 度	中軽度
人員数・件数	20	88	6	368	146	410	1,059
合 計	628					1,469	

資料：山形県障がい福祉課

図表29 県発達障がい者支援センターにおける相談件数（山形県）

（単位：件）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
発達障がい相談延べ件数	1,514	1,624	1,643	1,904	1,696	1,733

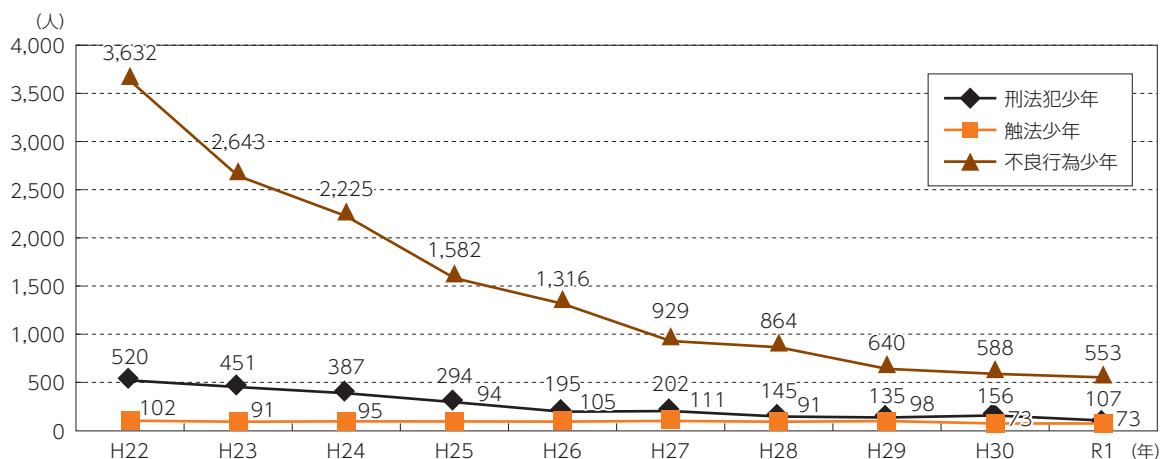
資料：山形県発達障がい者支援センター

#### (4) 非行、いじめ、暴力行為

##### ■ 少年非行の状況

本県における少年非行（20歳未満）の状況は、不良行為少年については10年前より大幅に減少しているものの、触法少年数はほぼ横ばいに推移しています。

図表30 少年非行の状況（山形県）



資料：山形県警察本部少年課

**刑 法 犯 少 年**：刑法犯の罪を犯した犯罪少年（交通関係を除く）

**触 法 少 年**：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

**不良行為少年**：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己または他人の特性を害する行為をしている少年

**非 行 少 年**：犯罪少年（罪を犯した14歳以上20歳未満の少年）、触法少年、ぐ犯少年（罪を犯し又は触法行為をするおそれのある少年）

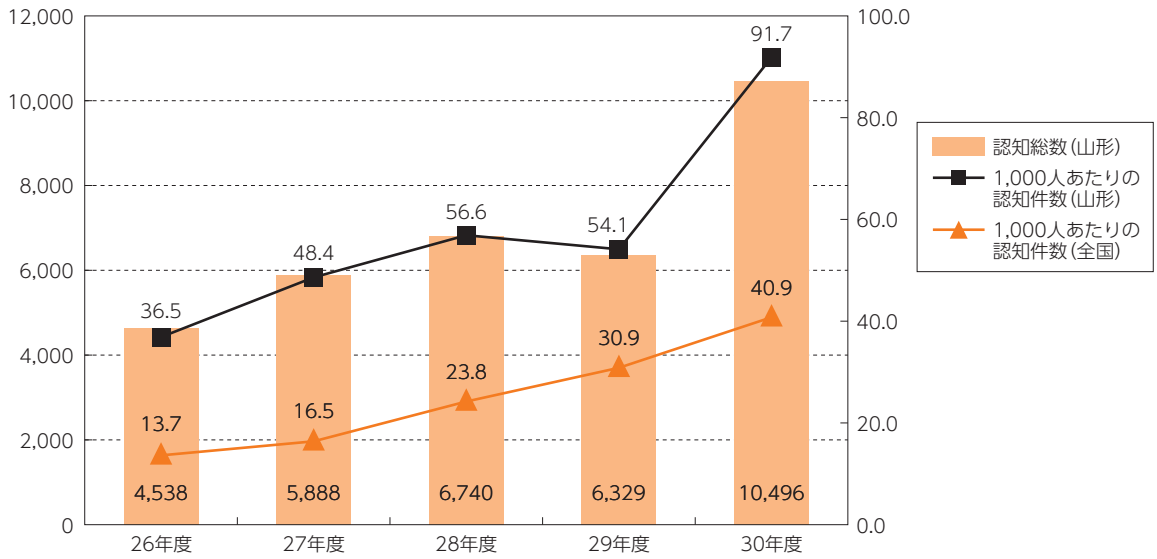
##### ■ いじめ認知件数の推移

本県におけるいじめの認知件数は、平成25年度以降は増加傾向にあります。

また、児童生徒1,000人当たりの認知件数も同様の傾向を示しており、全国における認知件数を大幅に上回っています。

認知件数が増加した要因としては、県統一形式のアンケートを導入し、個別面談と併せて、児童生徒一人ひとりから丁寧に聞き取りを行い、より詳しく状況把握を行っていることに加え、保護者や児童生徒のいじめに対する意識が高まり、いじめについての相談が多く寄せられた結果であると考えられます。

図表31 いじめ認知件数の推移（小中高合計）（全国・山形県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

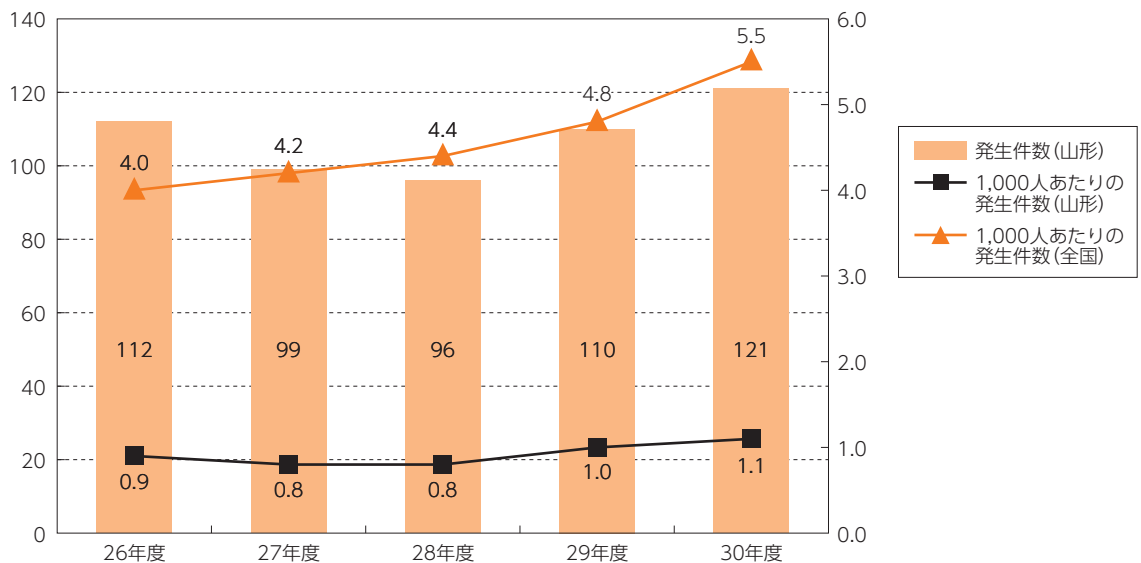
※いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

■ 暴力行為の発生状況（小中高合計）

直近5年間における児童生徒1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、本県では1件前後で推移していますが、全国では徐々に増加し、5件程度となっています。

図表32 暴力行為の発生件数の推移（全国・山形県）



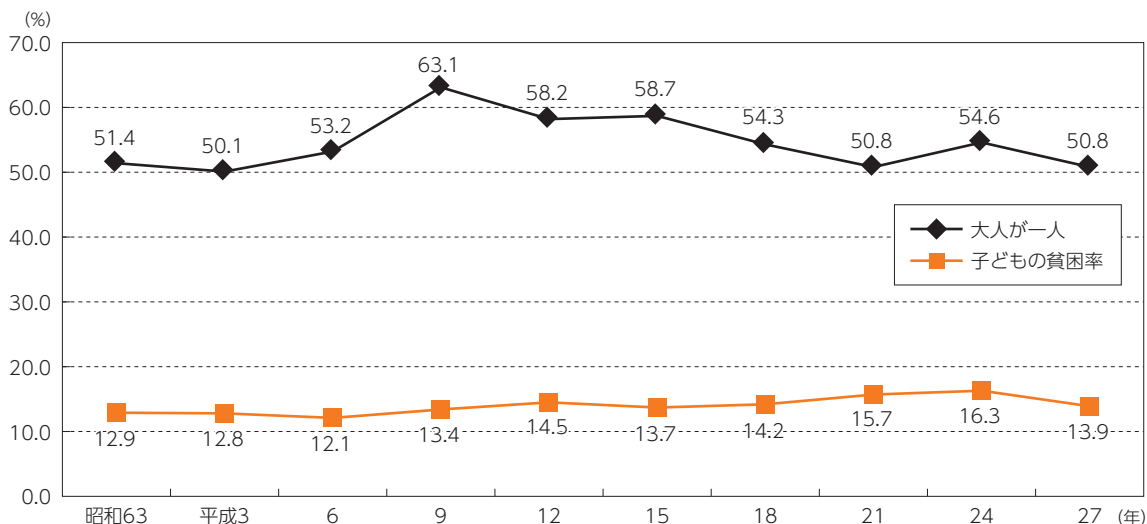
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」



(5) 子どもの貧困の状況

子どもの貧困率は、増加と減少を繰り返しています。

図表33 子どもの貧困率の推移（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表34 貧困率の推移（全国）

（単位：％）

	昭和63	平成3	6	9	12	15	18	21	24	27
相対的貧困率	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる 現役世帯	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

- 注1 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。
- 2 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。
- 3 平成27年の数値は、熊本県を除いたもの。
- 4 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

**子どもの貧困率**…毎年実施の「国民生活基礎調査」の3年に1度の大規模調査を用い推計したものです。17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

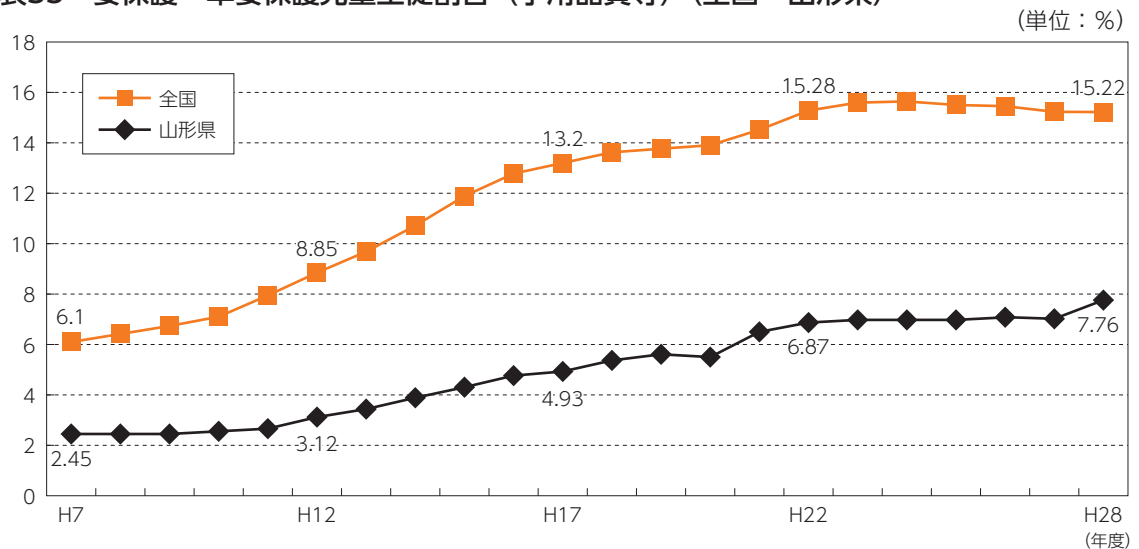
**相対的貧困率**…貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていないため、通常の暮らしができない者の割合です。

**貧困線**…世帯の可処分所得（いわゆる手取り収入）を、世帯員数の平方根で割って調整した金額（等価可処分所得）の中央値の半分の額をいいます。

### ■ 就学援助を受けている児童生徒の増加

山形県の小中学校において学用品等の就学援助を受けている要保護及び準要保護児童生徒数は、平成28年度は6,001人となり、全児童生徒総数の約8.0%を占めています。これは、全国のおよそ半分の水準であるものの、平成7年度の約3倍の水準となっています。

図表35 要保護・準要保護児童生徒割合（学用品費等）（全国・山形県）

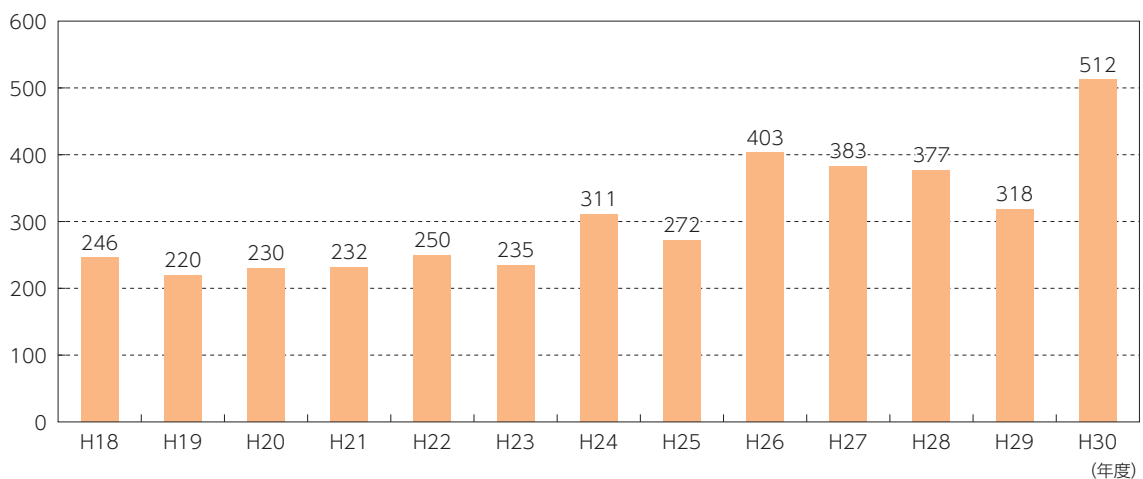


資料：文部科学省「就学援助実施状況調査」

## (6) 子ども虐待の状況

虐待と認定された件数は、法改正による通告範囲の拡大（「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」へと通告の対象範囲が拡大）もあり、平成16年度以降200件を超える件数で推移しています。平成30年度は512件となり、過去最高となっています。

図表36 児童虐待の認定件数（山形県）

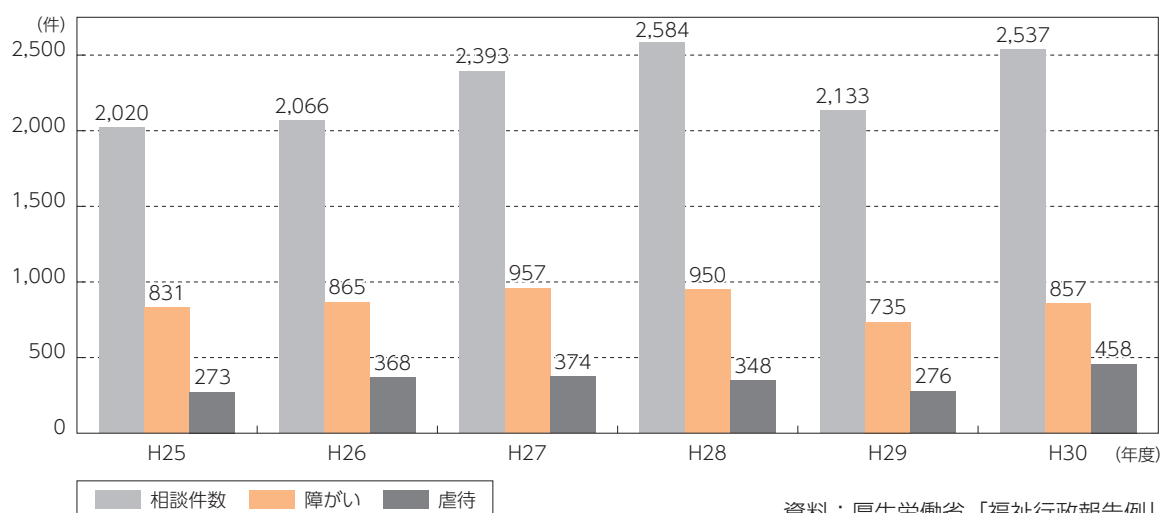


資料：山形県子ども家庭課

図表37 児童相談所の相談件数と相談内容（山形県）

（単位：件）

年度	相談件数	相談内容						
		養護	虐待	保健	障がい	非行	育成	その他
H25	2,020	619	273	8	831	68	315	179
H26	2,066	691	368	7	865	96	272	135
H27	2,393	679	374	9	957	90	495	163
H28	2,584	680	348	9	950	86	668	191
H29	2,133	525	276	19	735	61	568	225
H30	2,537	808	458	17	857	61	581	213



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

図表38 児童相談所の相談件数と相談内容（全国）

（単位：件）

年度	相談件数	相談内容						
		養護	虐待	保健	障がい	非行	育成	その他
H25	386,770	125,831	74,443	2,144	172,454	16,909	49,122	20,310
H26	416,056	145,849	91,139	1,967	182,546	16,354	48,803	20,537
H27	434,210	162,351	104,699	1,718	184,804	15,068	47,877	22,392
H28	457,472	184,314	124,083	1,807	185,186	14,398	45,830	25,937
H29	463,038	195,643	135,473	1,608	184,799	13,910	41,364	25,714
H30	504,999	231,772	165,424	1,451	189,180	13,006	41,416	28,174

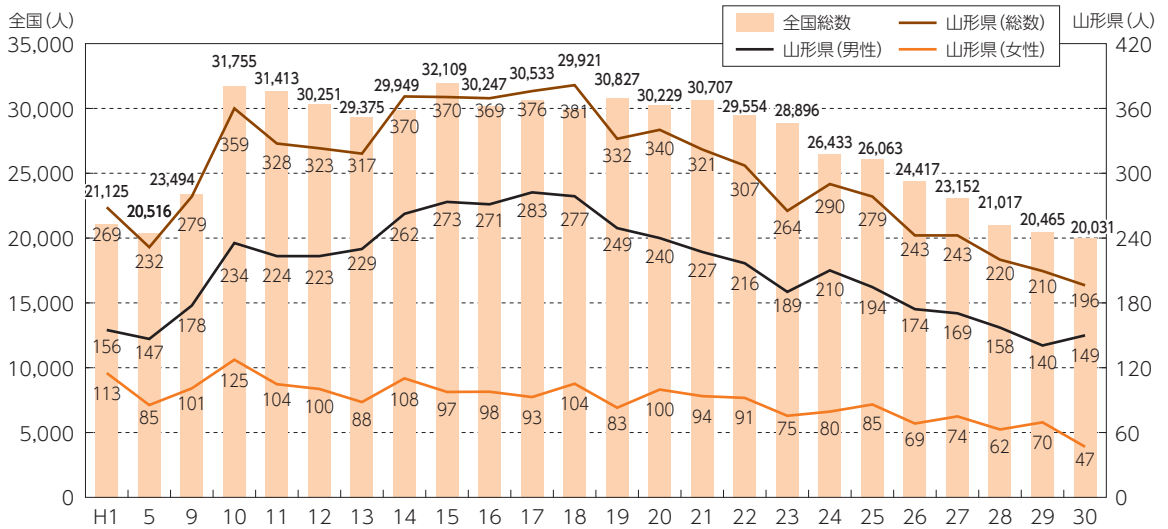
資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

(7) 自殺の状況について

■ 自殺者数の推移

山形県の平成30年の自殺者数は196人で、前年に比べ14人の減少でした。平成18年の381人をピークに減少傾向にあります。全国の自殺者数は、平成30年は20,031人で、平成22年から9年連続で減少しています。

図表39 自殺者数の推移（全国・山形県）

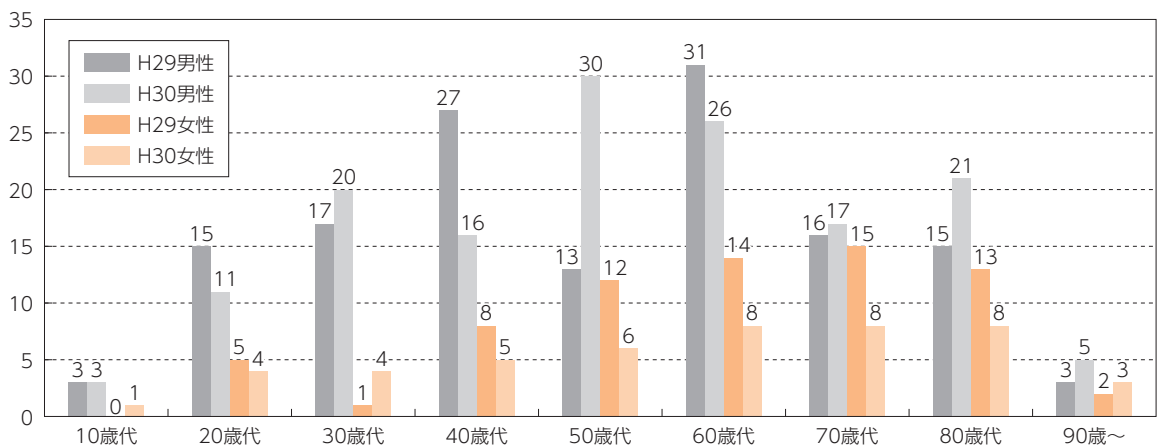


資料：厚生労働省人口動態統計

■ 男女別の自殺の状況

男女別では、男性が149人（76.0%）、女性が47人（24.0%）です。男性の自殺者が全体の7割以上を占め、女性の約3倍となっています。若者（10～30代）についてみると、男性は34人（男性のうち22.8%）、女性は9人（女性のうち19.1%）となっており、およそ2割が若者の自殺者となっています。

図表40 年齢階級別・男女別の自殺者数（山形県）



資料：厚生労働省人口動態統計

■ 死因別の自殺状況

年齢階級別にみると、自殺は10～30歳代で第1位、40歳代で第2位、50歳代で3位となっています。

図表41 死因順位別にみた年齢階級、死亡数、死亡率、構成割合（平成30年）（山形県）

年齢階級	第一位				第二位				第三位			
	原因	死亡数(人)	死亡率	割合(%)	原因	死亡数(人)	死亡率	割合(%)	原因	死亡数(人)	死亡率	割合(%)
10歳～19歳	悪性新生物	4	4.1	36.4	/				不慮の事故	1	1.0	9.1
	自殺	4	4.1	36.4					不慮の事故	1	1.0	9.1
20歳～29歳	自殺	15	18.5	38.5	悪性新生物	7	8.6	17.9	不慮の事故	5	6.2	12.8
30歳～39歳	自殺	24	21.2	28.6	悪性新生物	15	13.3	17.9	心疾患	8	7.1	9.5
40歳～49歳	悪性新生物	56	40.9	35.0	自殺	21	15.3	13.1	心疾患	20	14.6	12.5
50歳～59歳	悪性新生物	152	110.9	40.2	心疾患	61	44.5	16.1	自殺	36	26.3	9.5
60歳～69歳	悪性新生物	602	346.0	47.3	心疾患	160	92.0	12.6	脳血管疾患	99	56.9	7.8
70歳～79歳	悪性新生物	990	744.4	41.2	心疾患	305	229.3	12.7	脳血管疾患	194	145.9	8.1
80歳～	悪性新生物	2,078	1,586.3	19.0	心疾患	1,770	1,351.1	16.2	老衰	1,632	1,245.8	14.9
総数	悪性新生物	3,905	360.6	25.5	心疾患	2,328	215.0	15.2	老衰	1,687	155.8	11.0

資料：厚生労働省人口動態統計（概数）

※総数の「死亡率」の分母は、年齢不詳の人口を含む。

※「死亡率」は、人口10万人あたりの死亡数

※「割合(%)」は、年齢階級別の総死亡における各死因が占める割合

